

情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況のお知らせ

町は開かれた町政を推進するため、平成12年に情報公開条例を、平成14年には個人情報保護条例を制定し、それぞれ運用を図っております。

◆平成23年度における運用状況を次のとおりお知らせいたします。

情報公開制度

公開請求件数 0件（町が持っている行政情報（公文書）を町民の請求に応じて公開する制度です。）

個人情報保護制度

公開請求件数 0件（町が持っている個人情報の公開や訂正を求める権利を明らかにし、自分の個人情報 が正しく取り扱われているか自らチェックできる制度です。）

【お問い合わせ先】 総務課総務係 ☎（62）4470

網走地方気象台からのお知らせ 火山防災メモ ～その4～

◆気象庁が発表する噴火警報・噴火予報では、噴火による災害について、予想される影響の範囲とキーワードを付けて警戒事項などを分かりやすく示します（下表参照）。また、噴火警戒レベル導入火山（小清水町付近では雌阿寒岳）では、防災対応と火山活動状況を5段階に区分して発表します。各レベルで取るべき行動は以下のとおりで、レベル4及び5は『噴火警報』、レベル2及び3は『火口周辺警報』に該当します。

予報警報の略称	対象範囲	キーワード
噴火警報	居住地域 又は山麓	居住地域嚴重警戒 又は山麓嚴重警戒
火口周辺警報	火口から居住 地域近くまで	入山危険
	火口周辺	火口周辺危険
噴火予報	火口内等	平常

レベル1：平常
レベル2：火口周辺規制
レベル3：入山規制
レベル4：避難準備
レベル5：避難

【お問い合わせ先】
網走地方気象台防災業務課 ☎ 0152（43）4349
気象庁関連ホームページアドレス
<http://www.jma.go.jp/jma/menu/volcanomenu.html>

法務局からのお知らせ

◆町内在住の佐藤 清氏が、法務大臣より人権擁護委員に4月1日付けで再委嘱されましたのでお知らせいたします。任期は平成24年4月1日から3年間です。

◆6月1日は、人権擁護委員の日です

「人権擁護委員の日」にあわせて特設人権相談所を開設します。

人権擁護委員は、いつでも地域住民からの相談に応じています。相談内容についての秘密は守られ、また、相談は無料で、難しい手続などもなく安心して相談することができます。

子どものいじめ問題や、女性や高齢者の人権問題、離婚などの家庭内の問題や借地借家の問題、隣近所のもめごとなど、お気軽にご相談ください。

▶日時 平成24年6月1日（金）午後1時～4時

▶場所 中央公民館 4号室

▶相談員 人権擁護委員 佐藤 清氏
中山 則子氏
今井 仲子氏

【お問い合わせ先】

北見人権擁護委員協議会事務局 ☎ 0157（23）6166

役場町民生活課住民活動係 ☎（62）4472



5月31日（木）は 自動車税の納期限です

◆自動車税は、毎年4月1日現在の運輸支局の登録に基づいて課税される道税です。

▽平成24年度の納期限は5月31日（木）です。必ず納期限までに納めましょう。

▽納税通知書は5月7日に発送しますが、住所を変更された方や納税通知書が届かないという方は、オホーツク総合振興局税務課納税係までご連絡ください。

▽自動車税納税通知書（バーコードが印字されているもの）は、従来の金融機関のほか、指定のコンビニエンスストアから納税することもできます。平日や日中、お仕事などで納税することができない方は、是非ご利用ください。

▽事情があつて「納期限までに納められない」などのご相談については、オホーツク総合振興局税務課納税係までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

オホーツク総合振興局税務課納税係 ☎（41）0616

自動車税・自動車取得税の仕組みについては札幌道

税事務所自動車税部です。

自動車税の課税

☎011（74）1190

自動車取得税の課税

☎011（74）1195

若年性認知症コールセンターをご利用ください

◆認知症は加齢とともに発症するリスクが高くなる疾患です。しかし、65歳未満で発症した場合は『若年性認知症』といえます。本人だけでなく、家族の生活に

与える影響は大きく、社会的にも重大な問題となっております。

ご本人、ご家族の方で疑問や心配をお持ちの方、ひとりでは悩まずにご相談ください。

【お問い合わせ先】

社会福祉法人 仁至会 認知症介護研究・研修大府センター

☎0800（100）2707

フリーコール無料

（月）（土）年末年始・祝日を

除く10時～15時

◆標高差合計2km以上・160kmの上級者向けグランフォンド、初級者にもチャレンジできる100kmのメデイオフォンド、ご家族やマウンテンバイクでも気軽に参

グランフォンド北海道inきよさとが開催されます

◆就労を目的として入国、在留する外国人は年々増加していますが、その就労状況を見ると、社会保険等の

人のうごき

平成24年 3月末現在（前月比）	
人口	5,344人（-32）
男	2,553人（-9）
女	2,791人（-23）
世帯数	2,142戸（-6）

交通事故！

町内交通事故死0持続日
(H23. 3. 6～H24. 4. 23)

415日

未加入や適正な労働条件が確保されていない等の問題が散見されます。

このような状況を踏まえ、外国人を雇い入れる場合は、次の3点をご確認ください。

就労が認められる在留資格であること。

雇入れ・離職の際には、それぞれハローワークに届出を行うこと。

社会保険等の加入をはじめ適正な雇用管理を行うこと。

なお、厚生労働省では雇用対策法に基づき、外国人労働者の適正な雇用管理のための指針を定めており、

外国人を雇用する際は、ルールを守って適正に雇用するようお願いいたします。

【お問い合わせ先】

お近くのハローワーク又は労働基準監督署

小清水町役場
☎ 62-2311
教育委員会
☎ 62-2310